

今年度重点テーマ「いのち」

今年度の重点テーマは「いのち」に決まりました。

人権啓発標語募集

「いのち」をテーマにした標語を募集します。詳細は18ページをご覧ください。

●対象／有田川町に在住、もしくは通勤・通学している方

●募集期間／7月7日(金)～9月5日(火)

「インターネットと人権」を聞いて

人権機関有田川定期総会の後、和歌山県人権擁護委員連合会 子ども人権委員会委員長の金原徹雄先生に、「インターネットと人権」についてご講演いただきました。

金原先生は、弁護士会子ども権利委員会委員・少年非行（少年事件）の付添人、あるいは人権擁護委員として、SOSミニレター、人権教室などの活動を通して子どもと向かい合ってきたそうです。

先生は講演の中で参加者に質問を

投げかけ、挙手を求めながら分かりやすく話されました。

法務省人権擁護局企画のリーフレットを参照しながら、インターネットでの人権侵害問題やインターネットとの付き合い方について『インターネットと人権』は人権問題の一種である。「自分が他人にされたくないことは絶対にしない」「他人の気持ちを思いやる想像力をやしなう」「自分の意見が正しいかどうかの自己検証は、自分が第三者の立場であつてもその意見に同意できるかどうかを吟味すれば良い」「これらのような人権一般に関わる原則が、インターネットでも同様に通用する。しかし、インターネットという媒体には、『顔が見えない』『対話がない』など他にない特性があるから、それを十分理解し、配慮することが必要だ」と話されました。

インターネットのトラブル対応については、法務局への相談窓口があり、削除依頼の方法の助言を行うほか、プロバイダーへの削除申請なども行っているそうです。しかし、も

し犯罪やトラブルに巻き込まれたときの対処については、家庭や学校でも学習が必要だと思いました。

パソコンやスマートフォンといったインターネットが利用できるものは既に身近なツールになっていきます。インターネットによりコミュニケーションの輪が広がり便利になる一方で、他人への中傷や侮辱、無責任なうわさ、個人のプライバシーに関する情報の無断掲示、差別的な書き込みなど、インターネットを悪用した行為が増えています。

顔が見えないコミュニケーションだからこそ、相手の人権を尊重することを常に忘れずに、インターネットを利用することが必要です。パンフレットを活用した啓発活動や教育を推進し、インターネットを悪用することなく、お互いの人権を尊重する心を育みたいものです。

これからの社会はインターネットやパソコンが使えないと仕事に就けないというようなことが多くなり、学校教育の中でもパソコン利用はどんどん進められていくでしょう。その中で「子どもの権利を守る」「子どもの未来を守る」という観点から、私たち一人一人の問題の大きさに気付き、無関心でないことが大切だと思いました。

人権機関有田川委員 谷口節子

お知らせ

人権特設相談所

7月20日(木)、人権特設相談所を開設いたします。相談は無料で、秘密は厳守されます。

●場所／金屋文化保健センター
●時間／13時～16時

人権講演会

「大切な人の『想い』とともに…」

●講師／清水 健氏（一般社団法人清水健基金 代表理事）

●日時／7月9日(日) 14時～

●場所／金屋文化保健センター

※入場無料。

※整理券が必要。金屋庁舎社会教育課などで配布中（なくなり次第終了）。



人権に関する問い合わせ

有田川町教育委員会 社会教育課

TEL 5221111
FAX 3214827